

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和27年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月7日から30年9月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を30年9月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月から28年5月1日まで
② 昭和29年2月7日から31年10月まで
③ 昭和33年5月から35年10月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間①から③が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

私は、昭和27年9月から31年10月までの期間、A社に勤務したと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③に勤務したC社D出張所では、一般の季節労働者とは異なり通年で勤務していた。したがって、厚生年金保険に加入していたはずであり、健康保険証も受け取ったと記憶しているので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同社において昭和27年9月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚一人は、「申立人の入社は私と同じ時期だと思う。」と証言し、ほかの同僚一人は、「申立人の入社は27年9月ごろで間違いないと思う。」と証言していることから、申立人は、27年9月15日から同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社において昭和27年9月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚一人及び当時のほかの同僚二人は、「申立人は本採用であっただろうから、社会保険に加入していただろう。」と証言している上、申立人が同時期に入社し同じ業務に従事していたとして名前を挙げたその他の同僚5人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、いずれも同社において、27年9月15日から同年11月20日までの間に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和27年9月15日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している上記同僚は、「自分が入社した昭和27年9月ごろに20人から30人程度が入社した。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる27年9月15日から同年11月20日までの間の被保険者資格取得者数は29人であり、上記同僚の証言とおおむね一致することから、申立期間①当時、同社では、基本的にすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和27年9月15日から28年5月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、「私が退職した時、申立人はまだA社に勤務していた。」と証言していると

ころ、この同僚の被保険者資格喪失日が昭和30年9月26日であることが確認できる。

また、申立人は、「A社に勤務している途中で、社名がE社に変わったことを記憶している。」と主張しているところ、B社の社史及び同僚の証言から、昭和30年9月にE社がA社を買収したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち昭和29年2月7日から30年9月26日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和28年12月13日に業務内容が変更になったことが確認できるところ、申立人は、「業務内容変更から退職までずっと同じ業務で、勤務形態や業務内容が変わることはなかった。」と主張しており、厚生年金保険被保険者期間とその後の29年2月7日から30年9月26日までの期間との間で業務内容等に変更は無いことが推認できることから、申立人は当該期間において厚生年金保険加入対象者として扱われ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、昭和29年2月7日から30年9月26日までの期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、29年2月7日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から30年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち昭和30年9月26日から31年10月までの期間については、勤務を推認できる関連資料や証言を得られないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社D出張所における就労状況に係る申立人の記憶は、オンライン記録から当時に当該事業所で厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚の証言と一致している上、申立人の「自分は現場職員で、青色に緑の線が1本入ったヘルメットをかぶっていた。」との証言に対し、上記同僚は「ヘルメットの線が1本ということはおそらく現場職員である。」

と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、現場職員として当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社総合事務センターは、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について、「申立人の在籍記録は無く、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付は行っていない。申立期間③当時、厚生年金保険への加入の可否は現場で判断していたものと思われる。」と回答している上、上記同僚も「現場職員ということは、厚生年金保険に加入していない可能性がある。」と証言していることから、申立期間③当時、現場職員として当該事業所に雇用された申立人は、厚生年金保険加入者として取り扱われていなかったことがうかがえる。

また、申立人が同じ立場で同じ仕事をしていたとして氏名を挙げた同僚もC社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名を確認することができない。

さらに、C社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和50年8月1日付けで、A社からその子会社であったB社に出向したが、申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた社員及び申立人に対して同社からその子会社であるB社に出向を命じた上司の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「当時の賃金台帳が保管されていないが、昭和50年7月の保険料は同年7月25日支払いの給与から控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年6月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和50年8月1日と届け出たにもかかわらず、

社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、平成2年7月31日にA社を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日が同日になっていた。

平成2年7月31日まで勤務し同日に退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は翌日の同年8月1日であると思う。

調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事異動発令書、申立人が所持する同社発行の申立人に係る離職証明書及び平成2年分の源泉徴収票から、申立人が同社に平成2年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和57年7月31日となっていた。年金記録回答票に厚生年金保険の資格喪失日は同年8月1日である旨を記載し提出したが、被保険者記録回答票では、申立期間は厚生年金保険には未加入との回答であった。

再度調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事異動発令書及び同社発行の申立人に係る離職証明書から、申立人が同社に昭和57年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社に勤務し、平成2年7月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっている同僚は、雇用保険加入記録により同年7月末まで勤務が確認でき、その保管する源泉徴収票により同年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届けたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年10月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年10月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されてきたので、A社における標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円となっていることが判明した。

平成17年3月にA社に入社し、資格取得した際の標準報酬月額は11万8,000円であった。同社では、標準報酬月額の随時改定に該当した場合、この計算を従業員の側で行い、本社へ申請して、本社のほうで社会保険事務所（当時）に届出を行うような取扱いであった。自分も、平成17年8月から時給単価が上がったことにより、同年12月から随時改定により標準報酬月額が13万4,000円に変更になることが分かったため、当該申請を本社に対して行った。しかしながら、オンライン記録では標準報酬月額は11万8,000円のままとっていた。

再度調査を行い、申立てどおりの標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額

のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成17年10月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録では11万8,000円と記録されているところ、当該期間のうち、18年7月及び同年8月を除く期間については申立人が所持する給与明細書により標準報酬月額13万4,000円に相当する保険料が控除されていることが確認できること、18年7月及び同年8月については、同じ保険料の控除が継続していたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の平成17年10月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「オンライン記録どおりの届出及び保険料納付を行った。」と回答していることから、申立てどおりの届出を行っていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年1月については、申立人の所持する給与明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)の訪問調査により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。

オンライン記録では、標準報酬月額は 11 万円となっているが、実際にもらっていた給与は月額 70 万円くらいであったので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなつた平成 10 年 9 月 30 日の後の同年 10 月 6 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額が、同年 1 月 1 日にさかのぼって 59 万円から 11 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の^{そきゅう}遡及訂正について、全く関与しておらず、知らなかったと主張しているが、A社の複数の事務担当者は、「当時の会社の業績は倒産前で非常に悪く、社会保険の手続は、顧問であった社会保険労務士と申立人が行っており、給与計算も申立人自身が行っていた。」と証言していることから、同社の代表取締役であった申立人が当該減額処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた3か月間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

私と同日にA社に入社し、同日に同社を退職した同僚には、同社での厚生年金保険の加入記録があると聞いているので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及びA社の回答書から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された平成9年の給与支払報告書（個人別明細書）の社会保険料等の控除額欄に記載された金額は、申立期間当時の雇用保険料と考えられ、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえない上、同社の現在の事業主は、「申立人は当社での業務の経験が無かったので、試用期間を設けていた。その間は社会保険には加入させていない。私自身が社会保険に関する事務手続を担当していたので間違いないと思う。」と証言していることから、同社は、申立期間を試用期間として申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、申立人は、自身と同日にA社に入社し、同日に同社を退職した同僚には、同社における厚生年金保険の加入記録があると申し立てているところ、オンライン記録では、当該同僚が同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
満 58 歳に到達した際に、社会保険事務所（当時）で年金記録確認を行ったところ、A社B出張所に勤務した3か月分が厚生年金保険に未加入となっていることを知った。

同時期に入社した同僚には厚生年金保険被保険者記録があるので、短い期間であっても私に厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社（現在は、C社）B出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の勤務実態に関する資料が存在しないため、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 12 月 26 日まで
社会保険事務所(当時)の相談会へ行き、私の年金記録について調べてもらったところ、A社の厚生年金保険被保険者記録に私の名前が見当たらないとの回答を受けた。

私は、昭和 37 年 4 月 5 日から 38 年 12 月 25 日までA社に勤務し、B自治体のC地区で業務に従事していた。同じ職場で働いていた同僚が、当時の年金を受給していると聞いたが、私が受給できないのは納得できない。

調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた人物で、当時、責任者として申立人のA社への勤務を仲介し、自らも同社で勤務していたとしている同僚が保管していた同社における賃金支払明細書(昭和 37 年 7 月から同年 10 月まで)に申立人の名前が記載されていること、及び同じく申立人が名前を挙げた人物で、当時、同社に勤務していたとしている同僚二人の証言から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人は季節労働者で、日雇みみたいな形なので、厚生年金保険には加入させていなかった。社員としての身分ではないと思う。」と回答している上、上記賃金支払明細書によると、給与から控除されていた保険料は失業保険と日雇健康保険の保険料であると推認できることから、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、上記の同僚及び申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた他の同僚二人についても、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において氏名の記載を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 4 月 5 日から 17 年 6 月 1 日まで
② 昭和 21 年 10 月 29 日から 22 年 10 月 29 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社C事業所に勤務した申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、16歳の春からA社に勤務した。また、戦争から復員後、D地でしばらく勤務した後、昭和21年秋以降、B社C事業所で勤務したにもかかわらず、22年10月29日まで加入期間が欠落していることは納得し難い。

このため、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の資格取得日は昭和17年4月8日であることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同日以降、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が男子労働者の適用を開始したのは、昭和17年6月1日であることから、申立期間①は、労働者年金保険の被保険者になることができない期間であり、上記の資格取得日は、健康保険被保険者資格の取得日であると認められる。

2 申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳により昭和22年10月23日にB社C事業所（現在は、E社F事業所）において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している。申立人は自分と同時期に勤務し始め

たと思う。」と証言しており、申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった他の複数の同僚は、「申立人を記憶していない。」と証言している上、E社F事業所は、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間②における当該事業所での勤務実態を確認することができない。

また、E社F事業所は、「申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は保管されておらず、保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立期間②における保険料の控除について確認することができない。

- 3 上記のほか、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社に勤めていた最後の1か月だけ厚生年金保険に入っていないことに気がついた。

昭和 61 年 4 月中旬に出産予定だったため、それまで勤務していたA社を退職したが、同年 2 月末日までは勤務していた。それなのに、同年 2 月が厚生年金保険被保険者期間となっていないのはおかしい。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が昭和 61 年 2 月 27 日に同社を退職したことにより、同年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が同年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失に係る記録は、申立人の雇用保険被保険者資格喪失に係る記録と一致していることから、申立期間において申立人が引き続き同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社において、当時、社会保険手続を担当していた社員は、「申立人から提出された退職願は、昭和 61 年 2 月 28 日を退職日とするものだったが、同日を退職日とした場合、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が翌日の同年 3 月 1 日となり、申立人の同年 2 月分の給与から、同年 1 月分及び同年 2 月分の厚生年金保険料が控除されることになるため、申立人に対し、退職日を同年 2 月 27 日とすることを提案したところ、申立人が了解したと記憶している。」と証言している。

さらに、申立人と同様、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、

昭和60年代に同資格を喪失した21人の被保険者の資格喪失日を確認したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人と同様に月末日に資格を喪失している者が4人確認できる一方で、翌月1日に被保険者資格を喪失した者は1人しか確認できないことから、同社では、資格喪失日を月末日とすることは、必ずしも例外的な取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで

年金記録問題が話題となったことから、社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、A地方にあったB社に勤務していた申立期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことが判明した。

申立期間の厚生年金保険料が、給与から控除されていたかは不明であるが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の当時の役員二人は、「申立期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、事実、オンライン記録において、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、当該役員二人は、同社における勤務期間中の健康保険の加入について、いずれも「国民健康保険に加入していた。」と証言している。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明したことから、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したが、「調査依頼期間の厚生年金保険の加入記録は確認ができない。」と回答があった。

申立期間①について、昭和 44 年 11 月 1 日から、A 県 B 支庁（現在は、A 県 C 局）において出産退職する臨時職員の後任として 5 か月間勤務した。

申立期間②について、昭和 46 年 10 月 1 日から、A 県 D 事務所（現在は、A 県 E 局 F 課）において、日々雇用職員として 5 か月間勤務した。

このため申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の A 県 B 支庁庶務課における給与支給事務担当職員の証言から、申立人は、同支庁に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、申立期間①以前の昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間において、A 県 B 支庁で厚生年金保険被保険者となることが確認できるものの、A 県 C 局は、「申立期間①当時の関係資料が保管されていない。」と回答している上、上記同僚以外の者からは、申立期間①当時、申立人が同支庁に勤務していたという証言を得られなかったことから、申立期間①における申立人の同支庁での勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時、出産退職した臨時職員と同じ勤務条件でA県B支庁に勤務していたと申し立てているところ、前任者である当該職員が、同支庁において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できない。

さらに、A県B支庁に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において、A県D事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②当時、自分と同じ勤務条件（日々雇用職員）で勤務していた女性の事務職員がいたと申し立てているところ、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、同事務所において厚生年金保険に加入している者の中に女性被保険者は確認できなかったことから、同事務所では、申立期間②当時において、日々雇用職員として採用した者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、E局F課の上部機関である同局県G部は、「文書の保存年限を過ぎて廃棄したため、勤務条件等具体的内容については不明である。」と回答していることから、申立期間②当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

さらに、D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人はいずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 20 日から 36 年 1 月 20 日まで
「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が、厚生年金保険の加入期間になっていないことが判明した。
申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、事業主の所在も不明であることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、上記同僚のうち二人は、「A社では、採用後に試用期間があり、その期間は一定ではなかった。試用期間中は厚生年金保険に加入しておらず、その後、いつ厚生年金保険に加入させるかについては、事業主が判断していた。」と証言しているところ、事実、オンライン記録によれば、一人の同僚は、入社から5か月後に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、昭和32年4月に入社したとしている別の一人の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった34年1月の9か月後に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、当時、必ずしも従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い

ことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。